

# 東京における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方

2023年3月

東京都生活文化スポーツ局

# 目次

1	はじめに.....	1
	(1) 背景.....	1
	(2) 対象.....	2
2	東京における地域日本語教育の現状と問題点.....	3
	(1) 東京都内の在住外国人の状況.....	3
	(2) 東京における地域日本語教育の現状と問題点.....	3
3	地域日本語教育の意義・必要性.....	4
4	東京における地域日本語教育の体制づくりのあり方.....	6
	(1) 東京における地域日本語教育の目標.....	6
	(2) 目標実現のために求められる2つの視点.....	6
	(3) 東京における地域日本語教育で目指すレベル.....	8
5	体制づくりに必要とされる要素.....	11
	(1) 必須要素.....	11
	(2) 地域の実情に応じた要素例.....	12
6	東京における地域日本語教育推進体制.....	14
	(1) 各主体に求められる役割.....	14
	(2) 地域に対する東京都の支援.....	15
7	参考とする地域の事例.....	18
8	おわりに.....	19
	参考資料.....	20
	1 東京都の在住外国人の状況.....	21
	2 東京都の地域日本語教育の現状と課題.....	23

## 1 はじめに

---

### (1) 背景

東京都は、東京における多文化共生社会の実現に向けた取組を推進するため、2016年に「東京都多文化共生推進指針」（以下「指針」という。）を策定した。本指針では、基本目標に「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を掲げるとともに、「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」、「全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実」、「グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成」という3つの施策目標を設定している。

指針に掲げた目標を推進するため、東京都は、2020年10月に一般財団法人東京都つながり創生財団（以下「財団」という。）を設立し、財団と連携しながら、在住外国人に対する生活情報・防災情報の一元的な提供や、多言語による相談の対応、やさしい日本語の普及啓発など各種取組を進めている。

指針策定から2021年までの5年間で、都内の在住外国人人口は約10万人増加し、2023年1月現在、58万人を超えており、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの、現在は再び増加傾向にある。都内総人口に占める在住外国人人口の割合は約4%と全国で最も高く、都民の約25人に1人が外国人という状況である。

新型コロナウイルス感染症の拡大や、ウクライナ避難民の支援の開始など在住外国人を取り巻く課題がますます増大・複雑化する中で、多文化共生社会を実現するためには、東京に暮らす外国人が、コミュニティの一員として、日常生活を円滑に送る上で必要な日本語能力を身に付け、日本人と共に活躍できる環境を整備することが、極めて重要である。

国においても、全国の在留外国人が増加する中、2019年6月に日本語教育の推進に関する法律（以下「日本語教育推進法」という。）が公布・施行され、第5条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことが明記された。さらに、2020年6月には日本語教育推進法に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が策定、閣議決定された。基本方針では、在住外国人が、居住する地域で円滑に日常生活を送ることができるよう、地方公共団体に地域の実情に応じた取組が求められている。2022年11月には文化審議会国語分科会<sup>1</sup>が、“地域における日本語教育において目指すべき日本語レベルは、自立した言語使用者であるB1とする”ことなどを「地域における日本語教育の在り方について（報告）」として取りまとめた。

---

<sup>1</sup> 中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付で文部科学省に設置された。

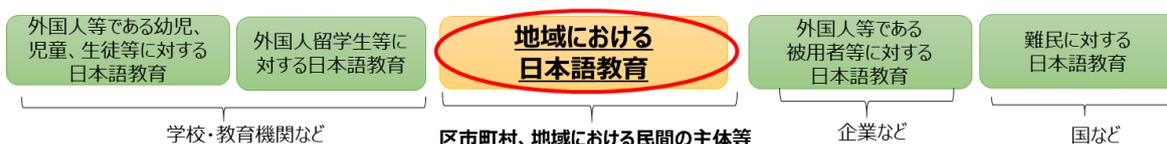
こうした状況の中、2020年度に東京都は、東京における地域日本語教育の総合的な体制づくりの検討を開始し、2022年3月には、東京における地域日本語教育の環境整備の基本的な考え方を取りまとめるなど、検討を進めてきた。

2022年度からは、有識者会議として、「東京の地域日本語教育に係る調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置し、「東京における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方」（以下「あり方」という。）について議論を始めた。これまでの調査・検討から東京における地域日本語教育のあり方は、地域の実態に応じて様々であることが明らかになったため、全ての地域に対して単一の「体制づくりのあり方」を示し、全ての地域でそれを目指すことは困難である。このため、今後区市町村が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で、まず、各地域が共通して踏まえるべき視点や目標等について、本調整会議での議論をもとに、あり方として示していくこととした。

## (2) 対象

国が策定した基本方針では、在住外国人に対する日本語教育の機会の拡充として、「幼児・児童・生徒等」、「留学生等」、「被用者等」、「難民」に対する日本語教育と「地域における日本語教育」<sup>2</sup>のそれぞれに関する事項が定められている。ここに類型化されているように、東京に居住する外国人が日本語を学習する場合は、小中学校や日本語学校、大学、専門学校、企業、地域の日本語教室など、その属性に応じて様々である。本あり方では前述のとおり、多文化共生を推進する観点から、「東京に暮らす外国人<sup>3</sup>がコミュニティの一員として、日常生活を円滑に送る上で必要な日本語能力を身に付け、日本人と共に活躍できる環境を整備する」ことを目的に行う、「地域における日本語教育」を対象とする。なお、「地域における日本語教育」の推進にあたっては、それ以外の日本語教育を所管する庁内関係局等と情報交換を行っていく。

また、東京都は指針において、「地域における日本語教育」を「日本語学習支援」と明記しているため、本あり方においても「地域における日本語教育」の取組内容を述べる際、「日本語学習支援」と記載する場合がある。



<sup>2</sup> 身分又は地位に基づいて在留する外国人（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）をはじめ、家族滞在や就労者など、東京に在留する全ての外国人が対象であり、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることを目的とした日本語学習支援。（基本方針を基に東京都において整理）

<sup>3</sup> 外国籍の方に限らず、「本人は日本国籍だが、保護者のどちらかが外国籍」「日本語が母語ではない」といった方なども含め、広く外国にルーツをもつ人々を対象にする。

## 2 東京における地域日本語教育の現状と問題点

### (1) 東京都内の在住外国人の状況

冒頭にも述べたとおり、2023年1月現在、都内の人口の約25人に1人が外国人という状況となっている。在住外国人の出身国・地域は187にわたり、在留資格も多様であるが、「技術・人文知識・国際業務」などの、いわゆる高度人材や留学生が多く、「技能実習」は全国に比べて少ないことが東京の特徴といえる。

また、都内のほぼ全域に外国人が居住しているが、各地域総人口に占める割合は地域ごとに異なり、約10%の地域から1%を下回る地域まで大きな差が見られ、出身国・地域別人口にも、地域ごとの特性がある。

### (2) 東京における地域日本語教育の現状と問題点

東京都は、東京における地域日本語教育の現状と問題点を明らかにするため、2020年度に「東京都地域日本語教育実態調査（以下「実態調査」という。）」<sup>4</sup>を実施するとともに、区市町村や国際交流協会、支援団体等の関係団体や有識者に対するヒアリングを進めてきた。

これらの実態調査やヒアリングから見えた現在の東京における地域日本語教育の現状と主な問題点は以下のとおりである。

#### ①希望者に対して十分に学習機会を提供・周知できていない

- ✓ 地域日本語教育への取組状況、取組内容は自治体により異なる
- ✓ コロナ禍ではオンラインで開催している教室もあるが、多くの教室で「休止」または「縮小しての対面実施」
- ✓ 教室単独での広報は難しい

#### ②日本語教室の安定した運営が困難

- ✓ 教室を運営するボランティアの高齢化が進行しており、日本語教室の人材確保が困難
- ✓ ボランティアのレベルアップの機会が不十分

これに加え、圏域にとらわれない連携の取組が不十分で、情報交換や連携を求める声もあった。

<sup>4</sup> 調査対象は、「区市町村（62）」、「国際交流協会（22）」、「地域日本語教室（239）」「日本語教育機関（136）」、「日本語教師養成機関（92）」、「外国人雇用企業（501）」

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000001694.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000001694.html)

### 3 地域日本語教育の意義・必要性

---

こうした現状と問題点を踏まえ、2020年度に、都が地域日本語教育を推進する上で目指す方向性を以下のとおり整理してきた。

#### ○ 方向性Ⅰ：日本語学習機会の確保

- 子どもから大人まで希望する外国人に対し、日本語学習機会を提供できる環境を整備することで、外国人が地域で安心して暮らせる社会を実現する。

#### ○ 方向性Ⅱ：日本語学習環境の充実

- 都内各地域で行われている取組の継続・発展を支援するほか、課題解決に向けた新たな取組をサポートする。
- 日本語学習のみならず、外国人にとっての居場所や情報収集、相談など重要な役割を担っている地域日本語教室等の人材確保・育成を支援する。

#### ○ 方向性Ⅲ：地域連携の促進

- 地域日本語教育の先導的なモデル構築など、地域日本語教育を担う各主体の連携を促進することで東京全体の地域日本語教育のレベルアップを図る。

#### ○ 方向性Ⅳ：推進体制の構築

- 東京全体をコーディネートする機能を構築することにより、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。

地域日本語教室は、地域における多文化共生を推進する上で重要な拠点である。

2020年度の実態調査でも、地域日本語教室は、外国にルーツをもつ人々にとって言語学習の場であるだけでなく、地域における居場所や相談場所、情報収集・発信といった、生活に不可欠な機能を担っていることが明らかになった。また、2022年度の調整会議においても、地域の日本語教室が、相談など生活支援の側面を持つことの重要性が改めて触れられている。

地域において日本語を学習する環境を整えることは、外国にルーツをもつ人々が日本語能力を身に付け、地域住民とコミュニケーションをとることや、地域で円滑に日常生活を送ることを可能にするだけでなく、地域社会にとってもコミュニティの活性化や、共生社会の存続を可能とするものと考えられる。よって、希望する方に、日本語学習の機会を提供できるよう、地域における日本語教育の体制整備を推進することは、多文化共生社会の実現に欠かせない。

多文化共生の考え方において、外国にルーツをもつ人々は「特別な人」ではなく、地域

に定着し、ともに地域を担う生活者であり、都としても生活者である地域住民に最も近い区市町村をはじめ、国際交流協会や社会福祉協議会などの地域の主体とともに、こうした課題に取り組んでいく必要がある。

## 4 東京における地域日本語教育の体制づくりのあり方

---

### (1) 東京における地域日本語教育の目標

3で述べた地域日本語教育の意義・必要性を踏まえ、東京における地域日本語教育の体制づくりは、以下を目標として行っていくものとする。

#### 日本語教育を通じて、外国にルーツをもつ人々と地域とのつながりをはぐくむ

本目標は、外国にルーツをもつ人々が、地域日本語教育を通じて、単に日本語能力を身に付けることを目標とするのではなく、地域や人々とのつながりをつくり、それにより多文化共生社会の実現を目指すことを示している。

具体的には、以下のように、外国にルーツをもつ人々が地域の中で、地域の一員として生活できることをイメージしている。

- ✓ 地域の中に、外国にルーツをもつ人々にとって居場所や相談場所、情報収集・発信できる場（地域日本語教室等）がある
- ✓ 日本人も外国にルーツをもつ人々も多文化共生を理解し、様々な場面でやさしい日本語でコミュニケーションができる
- ✓ 買い物から行政窓口での手続きに至るまで、生活に必要な活動ができる

今後、この目標を都だけでなく、区市町村をはじめ地域日本語に関わる様々な主体と共有していくことが必要である。

### (2) 目標実現のために求められる2つの視点

(1)の目標を推進するためには、以下の2つの視点をもって取り組むことが必要と考える。

#### ① 初期段階の日本語教育を保障する

まず一つは、“初期段階の日本語教育<sup>5</sup>を保障する”という視点である。

2020年度の実態調査において、日本語能力がゼロに等しい外国にルーツをもつ人々の学習支援には、専門的なスキルやノウハウが不可欠であると指摘されている。また、学習者が日本語を学ぶ初期段階でそうした専門性を備えた団体や支援者から指導を受けることにより、基礎が確立し、その後、地域のコミュニティや、更なる日本語の学習機会に繋

---

<sup>5</sup>ここでいう「初期段階の日本語教育」とは、来日直後の方等、ほとんど日本語がわからず、また地域とのつながりが希薄な方に対する日本語教育をいう。来日直後の方々を地域へとつなげていくことは、多文化共生の観点から重要である。なお、都内には日本に中長期的に滞在しながら日本語を学習する機会がないなど、日本語の習得ができていない方もおり、そういった方への支援も必要である。

がりやすくなると考えられる。

しかし、日本に住んでいる外国にルーツをもつ人々の中には、日本語について、そもそも初期段階の学習機会に恵まれない方もいる。都内には、区市町村や国際交流協会が主体となって、初期段階の日本語学習支援を実施している地域もあるが日本語教室の多くは、ボランティア団体によって運営されており、初めて日本語を学ぶ方々への学習支援は、負担が大きいという声もある。

よって、初期段階の日本語教育については、行政による対応、公的な支援が求められており、行政が“初期段階の日本語教育を保障する”という視点をもって取り組んでいくことが重要である。

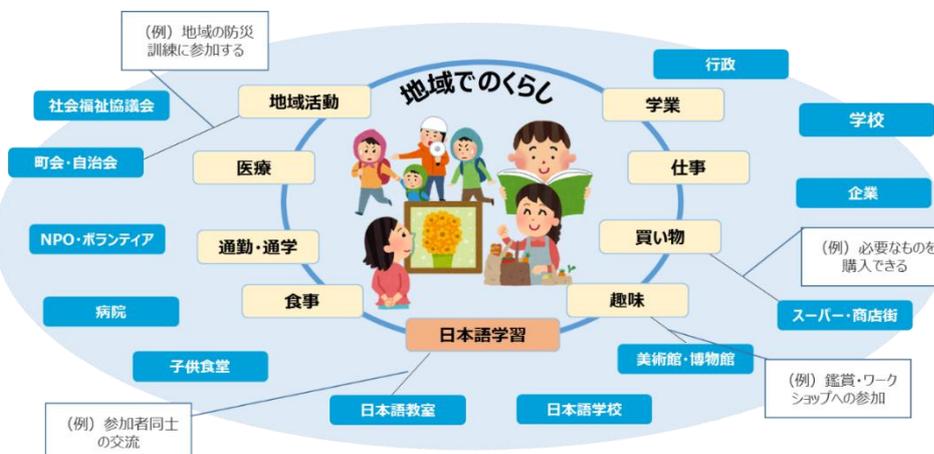
## ② 外国にルーツをもつ人々が地域社会とのつながりを持つ

もう一つは、“外国にルーツをもつ人々が地域社会とのつながりを持つ”という視点である。外国にルーツをもつ人々が地域で安心して生活するためには、地域日本語教室という場を通じたつながりや、習得した日本語を使った交流によるつながり等の地域社会とのつながりを早期につくることが重要である。

下の図に示したとおり、地域には、日本語教育機関だけでなく、商店街や町会・自治会、図書館や美術館等、挙げれば数限りないつながり先がある。日本語を学ぶ教室等の場において地域社会につながることはもちろんであるが、学んだ日本語を使って、周囲の住民等とコミュニケーションを取ることで地域社会につながることもある。また、図書館や美術館等に足を運び、その活動に参加する中で日本語を習得するなど、生活の中から日本語を学ぶケースもある。このように、地域社会とのつながりと日本語の学習は相互に関連し合う関係にある。

こうしたコミュニケーションは、外国にルーツをもつ人々と地域住民との相互理解にもつながり、外国にルーツをもつ人々の日本社会における安全安心な暮らしの実現だけでなく、社会の安定や発展にもつながると考えられる。

### 【東京における地域日本語教育の目標のイメージ】



### (3) 東京における地域日本語教育で目指すレベル

次に、東京における地域日本語教育において目指す日本語のレベルであるが、文化庁の「日本語教育の参照枠」では、日本語運用能力について①基礎段階（A1～A2 レベル）、②自立段階（B1～B2 レベル）、③熟達段階（C1～C2 レベル）の3段階、6レベルを設定している。前述のとおり、国は各自治体が進める地域日本語教育について、「自立した言語使用者として生活していく上で必要とされる日本語教育（B1 レベル）」を推奨している。

東京においても、(1)の目標を実現するために、地域日本語教育において目指すべき日本語のレベルを「B1 レベル（自立した言語使用者）」とし、地域全体として、B1 レベルの日本語運用能力を目指すとともに、「A1～A2 レベル（基礎段階の言語使用者）」を特に行政が関わっていくべき初期段階の日本語教育と位置づける。

## 日本語教育参照枠（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日 閣議決定）  
「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

#### 全体的な尺度（抜粋）

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作成することができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第116回）」資料より抜粋

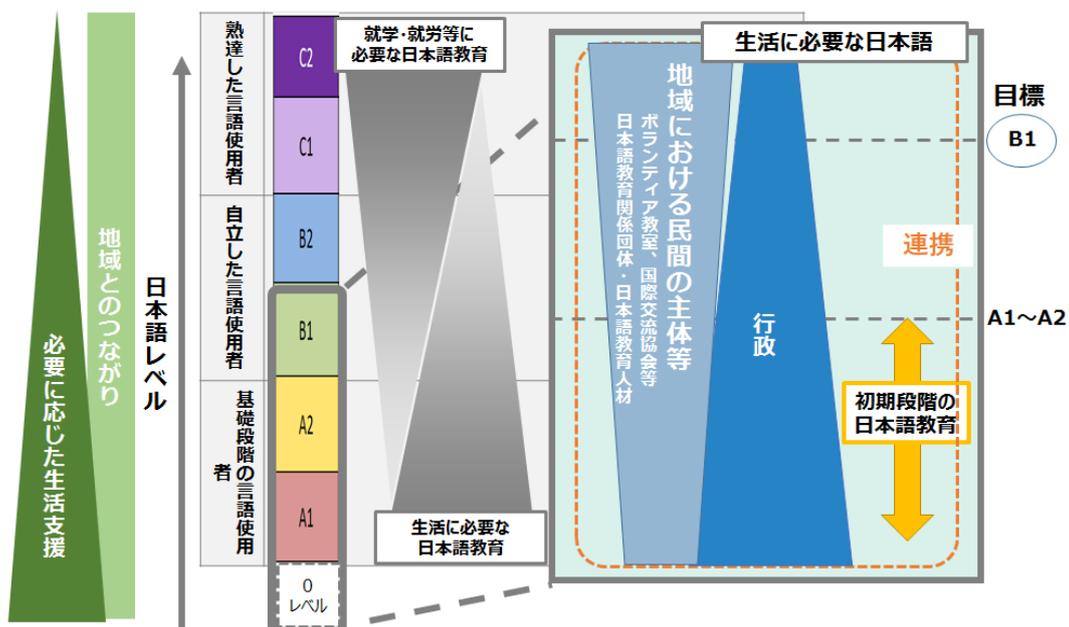
#### ① 目指すレベルのイメージ

以下は、東京における地域日本語教育のイメージを図示したものである。先に述べたように、初期段階の日本語教育には、公的な支援が不可欠である。このため、図右側に「生活に必要な日本語」として拡大した中に、行政を台形で記載し、0レベルに近い初期段階ほど行政の関わりが大きくなることを示している。また、地域における民間の主体を逆の台形で記載することにより、学習が進むにつれて、個々のニーズに応じて地域の日本語教室や日本語学校へとつながっていくことを示している。

しかし、行政が担う範囲と地域における民間の主体が担う範囲は必ずしも切り分けられるものではなく、また、実態としても既に地域における様々な主体が取り組んでいることから、ボランティア教室や国際交流協会、日本語学校を含む日本語教育関係団体や日本語教育人材等と連携して取り組むことが重要であり、二つの台形を重ねて記載することで、その関わりや連携を示している。

様々な主体が地域日本語教育に携わっていることが、東京の特徴でもあり、地域の実態に応じ、行政は様々な主体と連携し、学習者と地域とのつながりを意識しながら取り組むことが重要である。

### 【東京における地域日本語教育で目指す日本語レベルのイメージ】



#### ② やさしい日本語との両輪

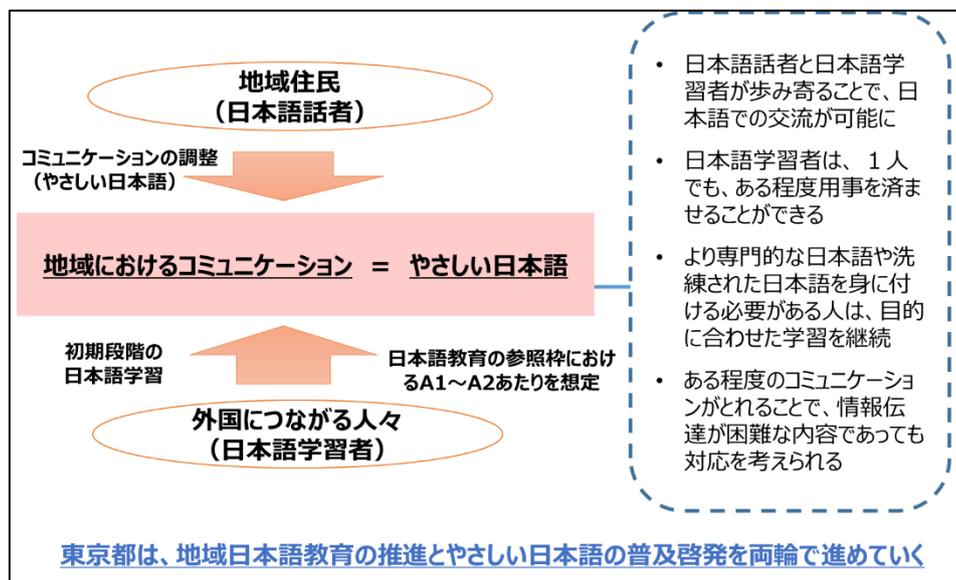
(2) で述べたとおり、都は、地域日本語教育を単に日本語能力を身に付けるためだけでなく、地域日本語教育を通じて、外国にルーツをもつ人々と地域とのつながりをつくり、それにより多文化共生の実現につなげていくことを目指して取り組んでいく。

そのためには、現在東京都が、財団と連携して積極的に推進している「やさしい日本語」(p.10 参照)の普及啓発が、有効であると考えられる。初期段階の日本語教育を保障することは、地域において「やさしい日本語」でコミュニケーションがとれる、という状況を作り出すことにつながる。つまりは、日本人と外国にルーツをもつ人々が互いに思いやりを持ち、やさしい日本語を使って歩み寄ることで、交流機会が増え、相互理解を促進し、「多文化共生」へとつながっていく。

特に初期段階の日本語学習者においては、日本語話者側のコミュニケーションの調整が

より重要であり、これにより対話が促進されていくと考えている。この考えに基づき、都は引き続き、地域日本語教育の推進とやさしい日本語の普及啓発を両輪で進めていく。

### 【地域日本語教育とやさしい日本語の関係】



(参考) やさしい日本語とは **やさしい = 易しい × 優しい**

やさしい日本語とは、外国人等にもわかるように配慮して、簡単にした日本語のことであり、在住外国人が増加し、国籍・地域が多様化する社会の中で、多くの外国人とコミュニケーションをとっていくために必要なツールとなっている。また、外国人だけでなく、訪日外国人や子供、高齢者、障害者とのコミュニケーションにも有効とされている。

1995年の阪神・淡路大震災で多くの外国人が被害を受けたことから、災害発生時に外国人にできるだけ早く正しい情報を伝えられるよう考え出されたものである。また、東日本大震災では、「高台に避難してください」という津波警報が出された際、「高台」「避難」が伝わらず、津波被害が拡大したため、意義が再確認された。

例) 「高台に避難してください」 → 「高(たか)いところに にげてください」

近年では、外国人の増加や多様化などを受け、防災に限らず、日常生活の様々な場面で使われ始めており、外国人支援団体のみならず、行政などのコミュニケーションや広報のツールとしても広がっている。



やさしい日本語イメージキャラクター

「やさカニくん」

#### やさしい日本語のポイント

相手の反応を 見ながら やさしい気持ちで ゆっくりと

**はっきり、さいごまで、みじかく** 言おう

- 日本語で 声をかけよう
- 敬語は使わない 文末は「～です」「～ます」で
- 身ぶり手ぶりも 活用する

～やさしい気持ちで文章をみじかくするので、やさカニくんの“はさみ”はハート型になっています～

## 5 体制づくりに必要とされる要素

---

今後、外国にルーツをもつ人々に最も身近な行政機関である区市町村が中心となり、各地域の体制づくりを進めていくことが求められるが、これまで述べてきたとおり、行政には、初期段階の日本語教育に主体的に関わっていくことが求められている。しかし、行政が初期段階の日本語教室を単に立ち上げるだけでは、体制が整備されたとは言い難い。

区市町村が、どのようにして4に示した目標を目指していくべきか、地域における体制を具体的に構築していくためには、どのような取組を進めていく必要があるのかについて、「体制づくりに必要とされる要素」として以下に示していく。

### (1) 必須要素

まず、どの地域にも共通して必ず持つべき要素として以下3点を掲げる。

#### ① 地域における共生社会実現のために、体制構築に関する明確な考えを持っていること

その地域において、どのような共生社会をつくっていきたいかというビジョン、地域日本語教育の推進が共生社会の実現にどのような意義を持つのか、そして、共生社会実現のために、どのような地域日本語教育の体制が必要なのかについて、明確な考えを持って取り組むことが求められる。

例えば、主にボランティアによる日本語教室が地域の日本語教育を担っている場合においても、行政として体制構築に関する考えを持つことが必要であり、地域の様々な主体との連携による体制を検討するなど、行政が主体的に関わり、地域に示していくことが重要である。

#### ② 地域の実態を把握し、課題を理解していること

地域の実態に応じた体制を構築していくためには、地域にどのような方が暮らしており、どのような課題があるのか等、地域の実情や課題など、その特徴を把握し、それらを踏まえた取組を検討することが求められる。

例えば、外国にルーツをもつ人々の実態調査を行ったり、地域で活動している支援団体と情報共有を行う機会を持つことなどで、実態を把握することが重要である。

#### ③ 2つの視点を持ち、取り組んでいること

4(2)で述べた東京における地域日本語教育の目標を推進するために持つべき2つの視点(① 初期段階の日本語教育を保障、② 外国にルーツをもつ人々が地域社会とのつながりを持つ)を持って、早急に体制づくりに取り組むことが求められる。

## (2) 地域の実情に応じた要素例

必須要素に加え、地域の実情に応じた様々な要素もある。例えば、ボランティアによる地域日本語教室が多数ある、域内の大学や日本語教育関係団体、社会福祉協議会等が地域日本語教育に取り組んでいる、など地域ごとに状況は様々であり、こうした地域資源を把握することや、どのように連携できるかを検討することも、体制づくりにあたって、必要となる要素の一つとなり得る。また、実施する取組の案内や情報を外国にルーツをもつ人々へ届けることも重要である。例えば、周知の際はどのようなルートを活用できるのか等の周知方法などの検討も地域によっては必要となる要素と言える。

以下に、こうした要素の例を示すが、要素はこの限りではなく、各地域において、どのような要素があるのか、またどのような要素が体制づくりに必要であるかを検討していくことが求められる。

留意すべき点としては、1つの主体がすべての要素を担えるものではないため、各地域の実態に応じて、地域の様々な主体が関わることで、地域全体で見たときにこれらの要素がつながって実施されていることが重要である。

### ○ 行政主体による初期段階の日本語教育の実施

- ・ 域内の外国にルーツをもつ人々のニーズに応じた日本語教室の開催
- ・ 日本語教師や日本語学校との連携
- ・ オンライン、オンデマンド、対面等様々な方法の併用

### ○ 地域資源の把握

- ・ 域内の日本語教室の把握
- ・ 日本語教室の広報先の把握・開拓
- ・ 図書館、商店街、美術館など地域のつながり先を把握

### ○ 地域とつながる

- ・ 地域と連携体制をつくる（担当者の配置）
- ・ 他の自治体との連携体制をつくる
- ・ 地域住民の参加を促す（ボランティア養成講座の実施等）
- ・ 地域に働きかける（多文化共生講座の実施等）
- ・ 日本語教育に関わる人と話す機会を設ける
- ・ 社会福祉協議会、ボランティアセンター、子ども食堂、町会自治会、外国人コミュニティ等とつながる

### ○ その他の要素

- ・ 母語を活用した学習支援（既に学習した方との連携等）

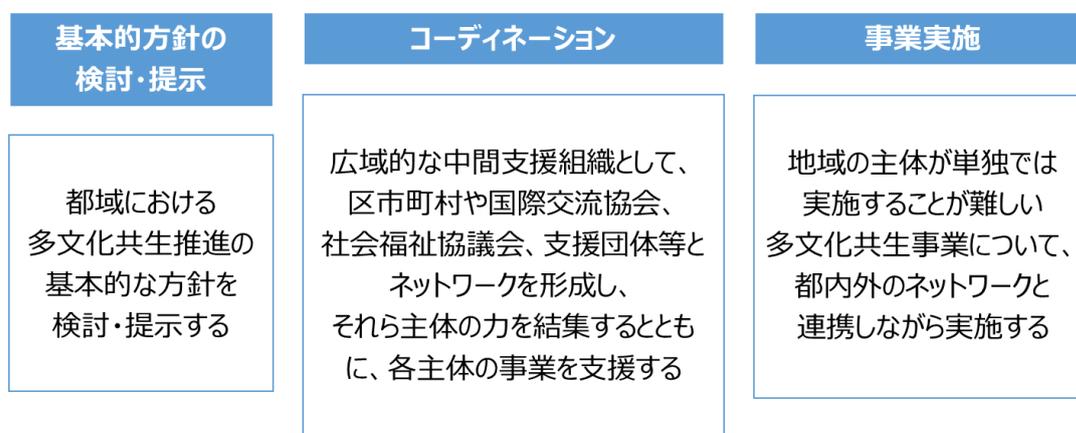
- 取組の周知
- 事業のあり方に応じた評価

## 6 東京における地域日本語教育推進体制

ここまで、各地域に求められる視点や要素について述べてきたが、各地域での体制づくりが進むよう、都は、各地域の取組段階に応じた支援を総合的に展開していく必要があると考えている。ここでは、各主体に求められる役割と、都が実施していく支援について記載する。

### (1) 各主体に求められる役割

東京都は、地域日本語教育のみならず、様々な多文化共生施策を推進するにあたり、広域自治体として、以下の3点の視点に基づき、地域の取組の継続・発展をバックアップすることを基本的考え方に掲げている。



今後、地域日本語教育を推進していく上でも、上記の考え方及び多文化共生推進指針や「見える化改革」<sup>6</sup>を踏まえ、役割分担を以下のとおり整理した。

#### ① 国

- ✓ 日本語教育推進施策を総合的に策定・実施すること

#### ② 東京都・東京都つながり創生財団

- ✓ 広域自治体・中間支援組織として、区市町村等の取組の継続・発展を支援すること
- ✓ 多文化共生に関わる団体の連携・協働を推進すること
- ✓ 区市町村等単独では対応が困難な課題等へ対応すること

#### ③ 区市町村・国際交流協会

- ✓ 外国にルーツを持つ人々に最も身近な行政機関等として、地域の実情を踏まえた地域日本語教室の取組の充実を図ること

<sup>6</sup> 東京都は、平成29年4月、「都民ファースト」、「情報公開」、「賢い支出（ワイズ・スペンディング）」を改革の3原則に据えて、知事を本部長とする都政改革本部の下、「しごと改革」、「見える化改革」、「仕組み改革」の三つの改革からなる「2020改革」を実施。

以上により、東京都は財団と連携し、区市町村や国際交流協会の理解と協力を得ながら、広域的・統一的に実施することで効果的な施策の具体化に取り組んでいく。

また、多文化共生の考え方において、外国にルーツをもつ人々は「特別な人」ではなく、地域に定着し、ともに地域を担う生活者であることから、東京都だけではなく、生活者である地域住民に最も近い区市町村をはじめ、国際交流協会や社会福祉協議会など地域の様々な主体とともに取り組んでいく必要がある。

## (2) 地域に対する東京都の支援

(1) の役割分担に基づき、都及び財団は広域自治体・中間支援組織として、各地域の体制づくりをバックアップしていく。地域ごとの取組にばらつきがある、という東京の特徴を踏まえ、当面は以下のとおり各地域の取組段階に応じた以下の取組を展開していく。

### ① 広域自治体・中間支援組織として、区市町村等の取組の継続・発展を支援

#### ○ 総括コーディネーターを配置し、コーディネート体制の構築による課題解決支援

財団に総括コーディネーターを配置し、各地域で活動する地域日本語教育コーディネーターや日本語教育関係者と連携し、東京都における地域日本語教育体制づくりを推進する。

#### ○ やさしい日本語の普及啓発

財団と連携して、区市町村や地域のコミュニティ、民間企業等への普及啓発を行う。

- ・ 「やさしい日本語リーダー」育成
- ・ 「やさしい日本語」の活用に資するリーフレット等を作成
- ・ 外国にルーツをもつ人々の対応に取り組む自治体や支援団体等の職員・スタッフ向けに用語集等のツールを作成

### ② 区市町村等単独では対応が困難な課題等へ対応

#### ○ 調整会議により東京の地域日本語教育の体制づくりを推進

東京都が設置した、財団、各地域で地域日本語教育に係る事業を実施している者、外国につながりを持つ当事者、日本語教育の専門家等から構成される調整会議において地域や外国にルーツをもつ人々の実態・特性を踏まえた東京都の日本語教育推進施策の検討や各地域への助言を行う。

また、地域日本語教育コーディネーター連携会議 (p.17③参照) からの報告事項や問題提起された課題について、検討を行う。

- **「東京都地域日本語教育総合的な体制づくり推進事業」による財政支援**  
本あり方を踏まえた取組を行う区市町村等を文化庁補助事業により、財政的に支援する。
- **地域日本語教室の広報支援**  
財団が運営する地域日本語教室のデータベース「東京日本語教室サイト」(2021年12月1日開設)により、都内各地域の日本語教室の情報をわかりやすく紹介し、日本語を学びたい外国にルーツをもつ人々と、日本語学習支援のボランティア希望者双方への広報を支援する。
- **初期段階の日本語オンライン講座等の実施による各地域の日本語教育の充実**  
各地域の取組が充実するまでの間、オンラインによる広域的な初期日本語講座を実施し、各地域の日本語教室に引き継ぐことで、外国にルーツをもつ人々が身近な地域で日本語を学習できるようにし、各地域での取組充実を図る。
- **地域日本語教室のボランティア人材確保支援**  
「東京ボランティアレガシーネットワーク」<sup>7</sup>を活用し、ネットワークの登録人材に対して、地域日本語教室の存在や活動内容、活動の魅力等を紹介することにより、地域日本語教室のボランティア人材確保を支援する。  
また、「東京日本語教室サイト」により、日本語学習支援のボランティア希望者に対しても、都内各地域の日本語教室の情報をわかりやすく紹介する。
- **日本語学習支援者の育成支援**  
地域日本語教室における支援活動を行う上での心構え(態度)や、日本語学習支援における基礎的な知識や技能の習得支援のほか、日本語教室のオンライン対応等、新たな課題に対応するための基礎講座などを実施することで、地域における日本語学習環境の充実を支援する。  
また、これらを通して把握した日本語学習支援者の育成ノウハウ等を区市町村等と共有し、地域で支援者の育成を進めることができるよう支援する。  
なお、本取組を進めるにあたっては、多文化共生社会づくりの観点から、外国につながりを持つ方々の参画についても重視していく。

---

<sup>7</sup> 東京2020大会を契機として向上したボランティア機運を維持・発展することを目的に、2021年度に構築されたウェブシステム。市民活動団体及びボランティア活動の希望者が参加し、情報共有を行う。(財団が運営) <https://www.tokyo-vln.jp/>

### ③ 多文化共生に関わる団体の連携・協働を推進

#### ○ 地域日本語教育コーディネーター連携会議により各地域の実情に応じた取組を促進

各地域で活動する地域日本語教育コーディネーターと総括コーディネーターが情報共有や、課題についての協議を行う会議体を開催し、区市町村域を超えた連携を強化する。

#### ○ 区市町村と先進事例等を共有することで新たな取組を促進

地域の支援を通じて収集した先進事例等を、「東京都・区市町村多文化共生推進連絡会議」等を活用して区市町村へ共有することで地域の新たな取組へとつなげる。

上記取組を展開するとともに、各地域の取組状況や地域のニーズ等を踏まえながら、継続的に今後の取組について検討を行っていく。

## 7 参考とする地域の事例

---

これまで述べてきたとおり、東京都内には、多様な学習者がおり、支援する方も多様であることから、全ての地域に対して単一の「体制づくりのあり方」を示し、全ての地域でそれを目指すことは困難である。実際、各地域では、地域日本語教育の学習者や支援主体及び、内容、方法等において様々な形で組み合わせた取組が展開されている。

東京都は、こうした状況を踏まえ、今後、区市町村が地域日本語教育の体制づくりを進める上で、参考にできる事例を収集・共有していく。特に、行政職員が、どのように地域日本語教育の体制づくりに取り組むことができるのか、どのような点に留意する必要があるのかといったことが具体的にわかるような事例を集め、紹介することで、より多くの地域での取組を促していく。

事例収集に当たっては、以下の視点を持ち、様々な事例を紹介していきたいと考えている。

### ① 行政の主体的な動きに着目

- 行政主体で初期段階の日本語教育を開催
- 域内のボランティアが運営している日本語教室等と連携しながら日本語教育を実施
- 外国にルーツをもつ人々のニーズなどの把握にも努めている

### ② 国際交流協会の取組に着目

- 国際交流協会が持つ専門性を活かしながら日本語教育を実施
- 外国人相談や居場所などの機能を兼ね備えている
- 様々なタイプ（子供を対象とした教室、親子を対象とした教室、交流目的の教室等）の日本語教育を展開

### ③ 民間を中心とした連携に着目

- 域内の様々な主体（NPO、社会福祉協議会、学校等）と連携した日本語教育を実施

※ 今後、東京都は財団とともに、地域の状況について、継続的に調査・ヒアリング等を行い、少しずつ事例を増やしていく予定である。

## 8 おわりに

---

本あり方は、東京における地域日本語教育の現状と課題を踏まえ、取りまとめたものである。本あり方を区市町村をはじめとする地域の様々な関係者と共有し、東京の地域日本語教育の推進に取り組んでいく。

また、引き続き、国の動向や社会情勢の変化、区市町村等の取組状況や外国にルーツをもつ人々の日本語学習ニーズ等を踏まえ、あり方の見直しをはじめ具体的な取組を検討していくとともに、区市町村等の関係機関・団体と意見交換等を行っていく。

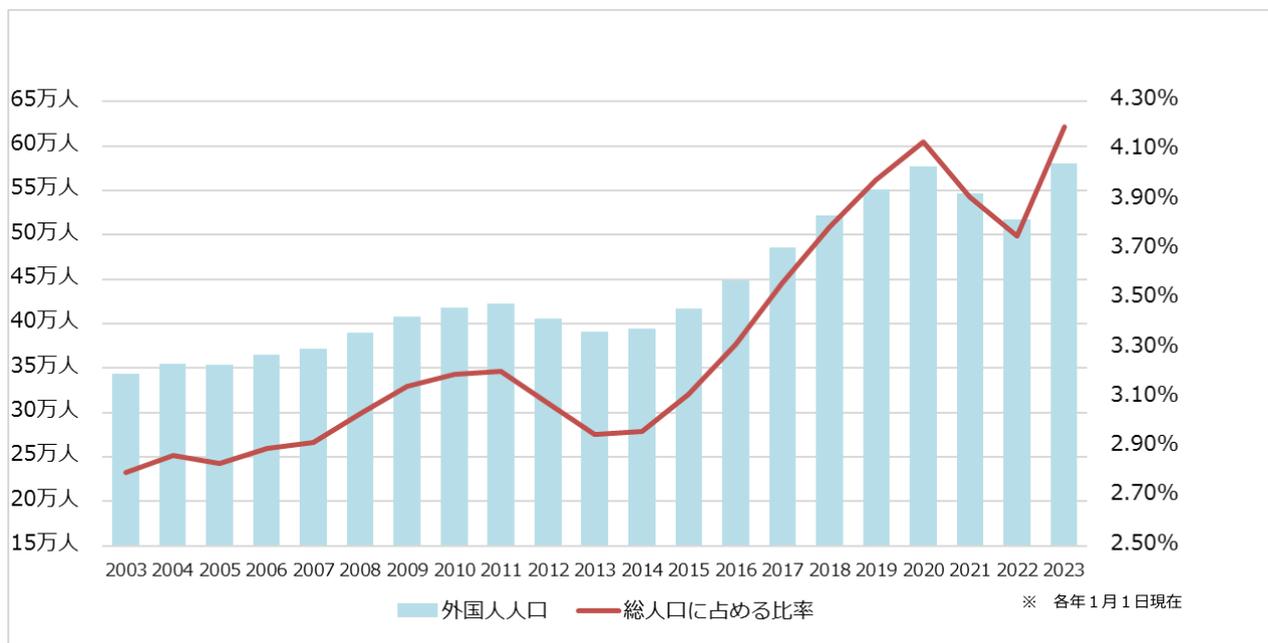
## 参考資料

### 【出典】

- 1 (1) (2) (4) (5) 東京都総務局「東京都の人口」
- 1 (3) 法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」
- 2 実態調査

# 1 東京都の在住外国人の状況

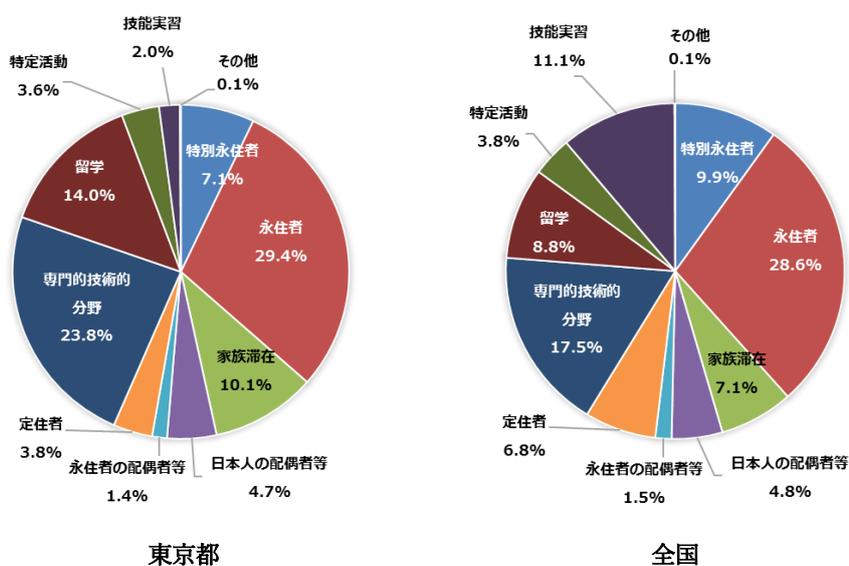
## (1) 東京都の外国人人口の推移と東京都の総人口に占める比率



## (2) 東京都の国籍・地域別外国人の割合（上位 10 各国・地域）（2023 年 1 月現在）

- |          |          |           |            |           |
|----------|----------|-----------|------------|-----------|
| ①中国(40%) | ②韓国(15%) | ③ベトナム(6%) | ④フィリピン(6%) | ⑤ネパール(5%) |
| ⑥米国(3%)  | ⑦台湾(3%)  | ⑧インド(3%)  | ⑨ミャンマー(2%) | ⑩タイ(1%)   |

## (3) 東京都の在留資格別外国人人口と全国に占める比率（2022 年 6 月末現在）



(4) 東京都内区市町村別外国人人口及び総人口に占める割合 (2023年1月1日現在)

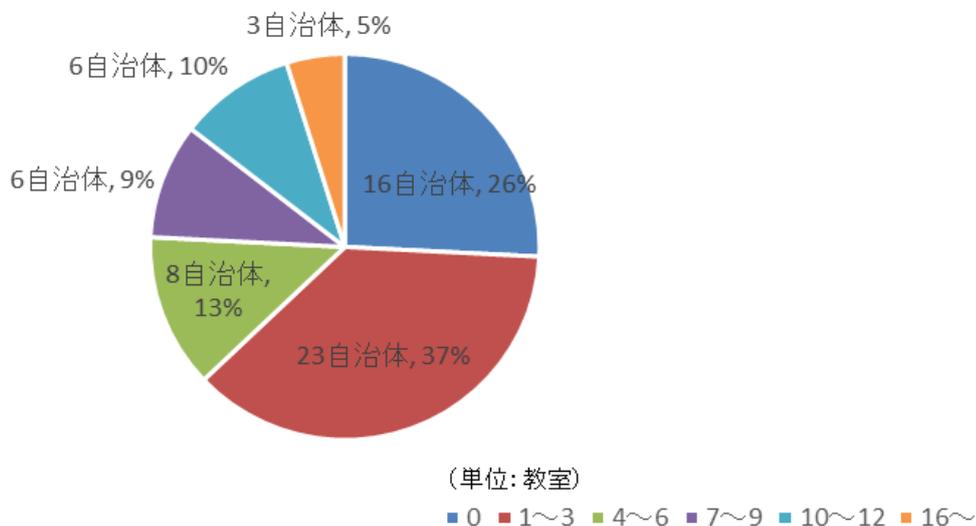
順位	市区町村	総人口数	外国人人口	総人口に占める割合	順位	市区町村	総人口数	外国人人口	総人口に占める割合
1	新宿区	346,279	40,279	11.63%	32	日野市	187,254	3,510	1.87%
2	江戸川区	688,153	38,446	5.59%	33	千代田区	67,911	3,353	4.94%
3	足立区	690,114	36,048	5.22%	34	武蔵野市	147,964	3,304	2.23%
4	江東区	532,882	33,391	6.27%	35	東村山市	151,814	3,292	2.17%
5	豊島区	288,704	28,933	10.02%	36	多摩市	148,210	3,058	2.06%
6	板橋区	568,241	28,372	4.99%	37	小金井市	124,756	2,974	2.38%
7	大田区	728,425	25,034	3.44%	37	昭島市	114,259	2,913	2.55%
8	北区	353,732	24,307	6.87%	39	国分寺市	128,238	2,655	2.07%
9	葛飾区	464,175	23,925	5.15%	40	東久留米市	116,839	2,382	2.04%
10	世田谷区	915,439	23,094	2.52%	41	青梅市	130,274	2,203	1.69%
11	練馬区	738,914	20,813	2.82%	42	国立市	76,168	1,840	2.42%
12	港区	261,615	19,339	7.39%	43	武蔵村山市	71,296	1,769	2.48%
13	荒川区	216,814	19,134	8.83%	44	稲城市	93,421	1,646	1.76%
14	中野区	333,593	18,272	5.48%	45	羽村市	54,504	1,622	2.98%
15	杉並区	570,786	16,921	2.96%	46	清瀬市	74,702	1,379	1.85%
16	台東区	207,479	16,026	7.72%	47	狛江市	82,749	1,362	1.65%
17	八王子市	562,145	14,196	2.53%	48	東大和市	84,870	1,296	1.53%
18	墨田区	279,985	13,758	4.91%	49	あきる野市	79,807	1,163	1.46%
19	品川区	404,196	13,720	3.39%	50	瑞穂町	32,161	885	2.75%
20	文京区	229,653	12,390	5.40%	51	日の出町	16,409	152	0.93%
21	渋谷区	229,412	10,847	4.73%	52	大島町	7,150	112	1.57%
22	目黒区	278,635	9,718	3.49%	53	八丈町	7,053	111	1.57%
23	中央区	174,074	9,324	5.36%	54	奥多摩町	4,746	61	1.29%
24	町田市	430,831	8,072	1.87%	55	三宅村	2,301	31	1.35%
25	府中市	259,924	5,665	2.18%	56	小笠原村	2,581	28	1.08%
26	小平市	196,924	5,458	2.77%	57	新島村	2,495	14	0.56%
27	立川市	185,483	5,124	2.76%	58	檜原村	2,038	10	0.49%
28	西東京市	205,876	4,981	2.42%	59	神津島村	1,813	8	0.44%
29	調布市	238,505	4,833	2.03%	60	利島村	317	5	1.58%
30	三鷹市	189,916	3,977	2.09%	61	御蔵島村	292	1	0.34%
31	福生市	56,201	3,576	6.36%	62	青ヶ島村	168	0	0.00%

(5) 東京都内区市町村別国籍別外国人人口 (上位3位) (2023年1月1日現在)

	国籍	第1位	第2位	第3位
1	中国	江東区 16,297人	新宿区 15,414人	足立区 15,404人
2	韓国	新宿区 8,966人	足立区 6,839人	江東区 4,474人
3	ベトナム	江戸川区 2,908人	足立区 2,720人	豊島区 2,544人
4	フィリピン	足立区 3,753人	江戸川区 3,028人	大田区 2,657人
5	ネパール	新宿区 2,501人	大田区 2,475人	豊島区 2,339人
6	台湾	港区 2,709人	世田谷区 2,025人	渋谷区 1,396人
7	米国	新宿区 1,693人	豊島区 1,055人	世田谷区 1,051人
8	インド	江戸川区 6,116人	江東区 3,470人	台東区 750人
9	ミャンマー	豊島区 2,540人	新宿区 1,968人	北区 1,394人
10	タイ	新宿区 621人	江戸川区 487人	足立区 471人

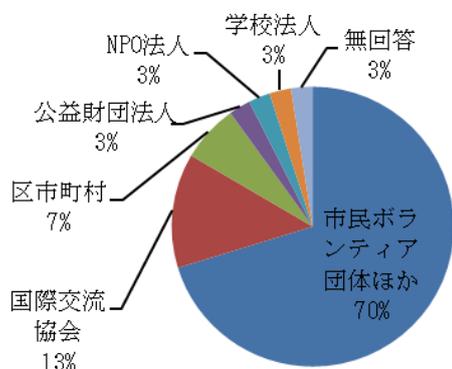
## 2 東京都の地域日本語教育の現状と課題

(1) 域内の地域日本語教室数 (回答：区市町村)



(2) 地域日本語教室の組織形態及び教室活動で困っていること (回答：地域日本語教室)

<地域日本語教室の組織形態>



組織形態	教室数	割合
市民ボランティア団体ほか	85	70.2%
国際交流協会	16	13.2%
区市町村	8	6.6%
公益財団法人	3	2.5%
NPO法人	3	2.5%
学校法人	3	2.5%
無回答	3	2.5%
回答数合計	121	100.0%

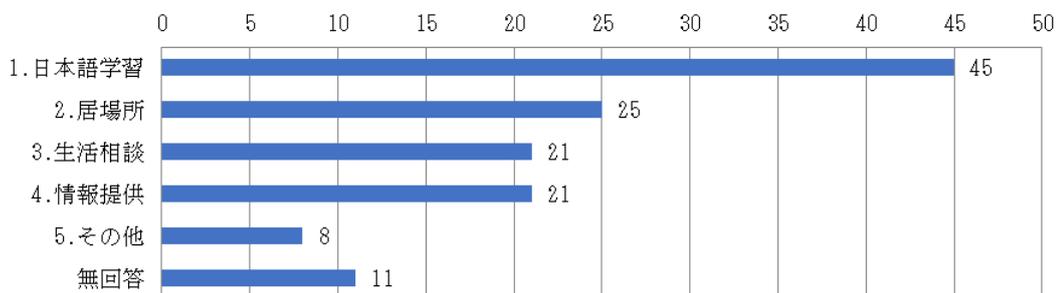
<教室活動で困っていること>



(3) 地域日本語教室が担っている役割

(回答：区市町村)

複数回答 (件)

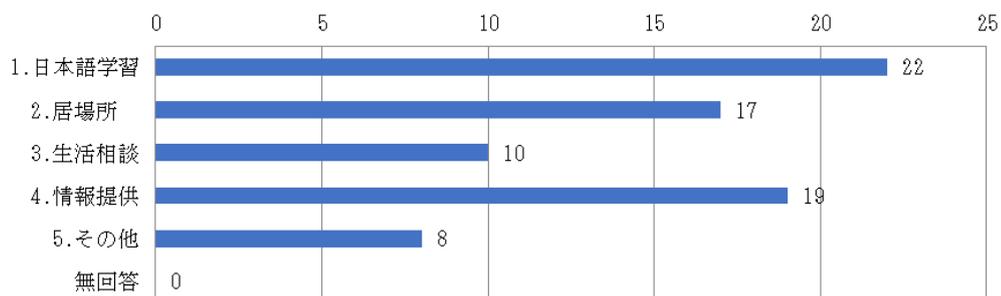


【その他意見】

- ・在住外国人同士の仲間づくり
- ・日本人や他の国籍の区民との交流の場
- ・災害時対応の指導
- ・日本文化・慣習の紹介、体験

(回答：国際交流協会)

複数回答 (件)



【その他意見】

- ・地域住民間の顔の見える関係構築の場、異なる文化や習慣について住民同士の相互理解の場
- ・外国人住民の地域参画のサポート
- ・防災・災害時の情報提供及び支援
- ・ボランティアと外国人の交流
- ・乳幼児や学齢期の子どもをもつ親の支援